

## 県ポータルサイトの広告掲載の取扱いに関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、県ポータルサイトへの広告掲載を適正に行うため、県ポータルサイトの広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (広告の位置及び枠数)

第2条 要綱第3条の規定による広告の位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

広告の位置 県ポータルサイト下部（フッタ情報エリアの上）の掲載場所

枠数 10枠（パソコン画面の横幅が1,024ピクセルの場合5枠×2段で表示）さらに県ポータルサイト右（サブコンテンツ）の上部の掲載場所に前述の広告のうち1枠をランダム表示

### (広告の種類)

第3条 要綱第5条第1項第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

### (広告の規格)

第4条 要綱第5条第1項第2号の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦 45 ピクセル・横 180 ピクセル

形式 GIF（アニメ可）・JPEG

データ容量 8KB 以下

### (広告の禁止表現)

第5条 要綱第5条第1項第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例) 「高知県防災情報」、「職員採用情報」等の表現、「くろしおくん」の掲載等

(5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

### (広告の制限事項)

第6条 要綱第5条第1項第4号の規定による広告の制限事項は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかの制限に反する場合は、その広告は掲載しない。

(1) イメージ等の点滅は、その間隔を原則として0.4秒以上とする。

(2) 画面の反転表示及び大部分の領域の切り替えは、その間隔を原則として2秒以上とする。

2 県は、前項の規定による制限のほか、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限することができる。

(広告掲載料)

第7条 要綱第12条第1項の規定による広告の掲載料は、1枠当たり月額40,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は平成17年1月11日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は平成19年9月5日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は平成20年2月18日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は平成21年4月1日から施行する。